ＥＴＦ等に係る上場制度の見直しに関する
有価証券上場規程等の一部改正について

２０２５年5月２３日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年５月３０日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、投資者にとってより良い多様な商品を提供することにより、投資者の投資ニーズに応じた資産形成を支援する目的で内国アクティブ運用型ＥＴＦに係るデリバティブ利用要件及び同一銘柄への実質投資割合の緩和を行うものです。

あわせて、ＥＴＦの流通市場に係る質の向上の観点から、重要な乖離に関する開示に係る数値基準の導入、流通性に係る上場審査基準等の見直し、総経費率の情報提供の義務化等の制度整備を行います。

Ⅱ　改正概要

（備　　考）

１．内国アクティブ運用型ＥＴＦにおけるデリバティブ利用の制限の緩和

（１）　デリバティブ利用の制限に関する上場審査基準

・　新規上場申請銘柄の投資信託約款に、ヘッジ目的等によるものを除き、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨の記載を求める基準を廃止し、新規上場申請銘柄が次の（ａ）から（ｄ）までのいずれにも該当しないことを求めることとします。

（ａ）投資信託の投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率にあらかじめ定めた倍率を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託の受益証券

（ｂ）一般社団法人投資信託協会の定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第２条に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の受益証券

（ｃ）一般社団法人投資信託協会の定める交付目論見書の作成に関する規則第３条第２項に規定する通貨選択型投資信託等の受益証券

（ｄ）その他基準価額の変動に係るリスク及び複雑性の観点から当取引所が適当でないと認めた投資信託の受益証券

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第１１０４条の２第２号ｂの２

（２）　投資信託財産等の範囲に関する上場審査基準

・　新規上場申請銘柄の投資信託財産等の範囲に、ヘッジ目的等以外の目的により、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行っている投資信託等の受益証券等を含めないことを求める上場審査基準を改正し、上記１．（１）（ａ）から（ｄ）までに掲げる投資信託の受益証券及びこれらに類する投資信託等の受益証券等を含めないことを求めることとします。

・規程第１１０４条の２第２号ｅ（ｂ）、有価証券上場規程施行規則（以下「規程施行規則」という。）第１１０６条の２

（３）　上場廃止基準

・　投資信託約款から、ヘッジ目的等によるものを除き、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨の記載がなくなる場合の上場廃止基準を、上記１．（１）（ａ）から（ｄ）までに掲げる投資信託の受益証券となる場合へと改正します。

・規程第１１１２条の２第３号ｂの２

２．内国アクティブ運用型ＥＴＦにおける同一銘柄への実質投資割合の緩和

（１）上場審査基準

・　新規上場申請銘柄の投資信託約款に、一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第１７条の２の要件を満たす投資制限が設けられていることが記載されていない場合であっても、投資信託等の運用に関する規則第１７条の３第１項第３号の要件を満たす投資制限の例外に係る記載及び同一銘柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の２０％以下とする旨の記載がある場合には、当該新規上場申請銘柄の上場を可能とします。

・規程第１１０４条の２第２号ｂ（ｇ）

（２）上場廃止基準

・　投資信託約款から、投資信託等の運用に関する規則第１７条の３第１項第３号の要件を満たす投資制限の例外に係る記載及び同一銘柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の２０％以下とする旨の記載がなくなる場合（投資信託等の運用に関する規則第１７条の２の要件を満たす投資制限が設けられる場合を除く。）に係る上場廃止基準を設けます。

・規程第１１１２条の２第３号ｂ（ｊ）

・　投資信託約款から、投資信託等の運用に関する規則第１７条の２の要件を満たす投資制限がなくなる場合に係る上場廃止基準に関して、投資信託等の運用に関する規則第１７条の３第１項第３号の要件を満たす投資制限の例外に係る記載及び同一銘

・規程第１１１２条の２第３号ｂ（ｉ）

柄の株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の２０％以下とする旨の記載が設けられる場合は上場廃止の対象から除くこととします。

３．重要な乖離に関する開示に係る数値基準の導入

・　ＥＴＦにおける一口あたりの純資産額及びＥＴＮにおける一証券あたりの償還価額（以下「一口あたりの純資産額等」といいます。）と市場価格又は連動対象である特定の指標との間（内国アクティブ運用型ＥＴＦの場合はＥＴＦにおける一口あたりの純資産額と市場価格との間）に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時開示を行うものとしていますが、以下のとおり適時開示が必要となる数値基準を設けることとします。

①　一口あたりの純資産額等と市場価格の終値の乖離率が２０％以上となった場合

②　一口あたりの純資産額等と市場価格の終値の乖離率が５％以上となった日が７営業日連続した場合

・規程第９４７条第２項第８号、規程第１１０７条第２項第１号ｉ及び第２号ｈ、規程第１１０７条の２第２項第８号

４．流通性に係る上場審査基準及び上場申請書の添付書類の見直し等

（１）　新規上場申請銘柄に係る指定参加者の確約書の提出の廃止

・　内国指標連動型ＥＴＦ、内国商品現物型ＥＴＦ及び内国アクティブ運用型ＥＴＦについて、有価証券新規上場申請書の添付書類から以下を撤廃します。

①　新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込みについて記載した書類

②　当取引所の市場における当該ＥＴＦの円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面

・規程施行規則第１１０３条第１項

・　内国指標連動型ＥＴＦ、内国商品現物型ＥＴＦ及び内国アクティブ運用型ＥＴＦの上場審査基準から以下を撤廃します。

－指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。

・規程第１１０４条第１項第２号ｄの３、第１１０４条の２第２号ｆ

・　内国指標連動型ＥＴＦ、内国商品現物型ＥＴＦ及び内国アクティブ運用型ＥＴＦの上場審査基準として、「指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、２社以上であること」に加えて「少なくとも１社は取引参加者であること」を求めます。

・規程第１１０４条第１項第２号ｃ（ｂ）、第１１０４条の２第２号ｄ（ｂ）

（２）　貸借銘柄の選定基準の見直し

・　ＥＴＦの上場審査基準から以下を撤廃します。
－貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。

・規程第１１０４条第１項第２号ｄの３及び第２項第６号、第１１０４条の２第１項第２号ｆ

・　ＥＴＦに係る貸借銘柄の選定基準を以下のとおり見直します。

・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第３条の３

基準	見直し後	見直し前
受益権口数	２万単位以上	－
純資産総額	１０億円以上	－
売買高及び値付率	６か月間において ・月平均１００単位以上 ・８０％以上	－
その他	以下に該当しないこと ・上場廃止となることが確実と認められる銘柄 ・監理銘柄、整理銘柄、特別注意銘柄に指定された銘柄 ・上場廃止基準における猶予期間内にある銘柄 ・売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄 ・貸ＥＴＦ調達可能量からからみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄 ・その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄	

・　ＥＴＦにおいて貸借銘柄の選定取消し基準を設け、以下のいずれかの基準に該当する場合には、貸借銘柄の選定を取り消します。ただし、貸借銘柄の選定取消しにかかる猶予期間を１年間設けます。

①　受益権口数の月末平均：２万単位未満
②　純資産総額の月末平均：１０億円未満

・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第６条の３、第７条の３

（３）　管理会社の努力義務

・　ＥＴＦの管理会社に対して、ＥＴＦの円滑な流通及び公正な価格形

・規程第１１１０条の

成が確保されるための環境整備に努めることを求めます。	２第３項
５．総経費率の情報提供の義務化 ・　ＥＴＦ及びＥＴＮ信託受益証券の総経費率を規程上求める情報提供項目の対象とします。	・規程第９４７条の２第１項第４号、第１１０７条の３第１項第５号、第１１０７条の４第１項第４号
６．その他 ・　その他所要の改正を行います。	

Ⅲ　施行日

・　２０２５年5月３０日から施行します。

・　１（1）（2）、２（1）及び４に関しては施行日以後に新規上場申請が行われる銘柄から適用します。

・　４（2）に関しては、施行日前に新規上場申請が行われたＥＴＦについて、２０２５年１２月末日を基準日とした審査において、改正後の貸借銘柄選定基準に適合しない銘柄は、２０２６年1月１日から２０２６年１２月３１日までの間、貸借銘柄の選定取消しに係る猶予期間に入るものとし、猶予期間に入った銘柄のうち、２０２６年１２月末日を基準日とした審査において、改正後の貸借銘柄選定基準に再度適合しない銘柄は、２０２７年5月６日に貸借銘柄の選定を取り消すものとします。

・　４（2）に関しては、改正後の貸借銘柄の選定取消し基準は、施行日前に新規上場申請が行われたＥＴＦであって、猶予期間に入らないＥＴＦは２０２６年１２月末日を基準日とした選定取消の審査から適用します。施行日前に新規上場申請が行われたＥＴＦであって、猶予期間に入ったＥＴＦは２０２７年１２月末日を基準日とした選定取消の審査から適用します。

・　５に関しては施行日以後に終了する計算期間の決算に係る総経費率の内容が定まった場合の情報の提供の時から適用します。

以　上